

仕様書等に関する質問申出書・回答書

【平成30年8月15日】

No.	項目	質問内容	回答内容
1	1. 仕様書について ① 04-2 仕様書 (共通事項)について	(ア)第1章共通事項7.受託者の責務-(4) 「受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではない。」とあるが、医療法等関係法令の中で、委託業務のうち、日常的な清掃業務は再委託してはならないこととあるため、再委託は法的に問題があります。	○日常清掃業務をすべて再委託することはできませんが、受託者が清掃業務の従業員に対して責任をもって業務を遂行できる体制があれば問題はありません。 ○清潔区域や感染区域など特殊清掃については、再委託は可能です。
2		(イ)第1章共通事項7.受託者の責務-(7)-ク 業務従事者には受託者の負担で予防接種を行わせるとあるが、指定はあるか。	○インフルエンザの接種を受託者の負担で行っています。
3		(ウ)第1章共通事項8.費用負担区分-(2)-エ 衛生管理用消耗品(手袋類、マスク)とあるが、その他アイシールド、エプロン、消毒薬等、スタンダードプリコーション等で使用するPPEも全て受託者負担という認識でよいか。また、消毒区域内や感染症病室(空気感染)に入室する必要があった場合も、同様でよいか(指定ガウンやN95も準備必要か)。	○衛生管理用消耗品は、日常清掃程度に使用する物品です。 ○万一、消毒区域内や感染症病室への立ち入りが必要となった場合のPPE(個人用防護具)は、委託者から支給します。
4		(エ)第1章共通事項13.その他 「下請け等の業者選定や消耗品等の購入に際しては、数社から見積り徴収若しくは入札を行い、費用の低減に努めるとともに、委託者の請求があった場合には、発注・契約に関する資料を提出するものとする。」とあるが、一般的には、再委託届などの提出かと思われるが、委託者の指定業者があるのか?	○指定業者はありません。

No.	項目	質問内容	回答内容
5	1. 仕様書について ② 04-3 仕様書 (設備管理業務) について	(ア)第3章3. 主な業務内容-(6) 「別途「建築設備保守管理業務基準書」に定める。」とあるが、見当たりません。資料不足でしょうか。	○建築設備保守管理業務基準書は、平面図や面積表などと共に、「条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書」と併せて配付する予定です。
6	1. 仕様書について ③ 04-4 仕様書 (清掃管理業務) について	(ア)第5章業務の実施1. 業務の概要-(2) 自主検査報告を基に業務検査を行うとあるが、指定書式並びに報告義務があるか。	○日常業務は日報（指定書式）で、定期清掃等は任意書式（写真付）で、それぞれ定期的に報告してください。
7		(イ)第5章業務の実施1. 業務の概要-(7) 玄関ホール、待合ホール、エントランスホール等共用部分の清掃には、大型機器等の高性能な器材により迅速な清掃とあるが、自動床洗浄機などの使用は可能か。	○自動床洗浄機の使用は可能です。
8		(ウ)第5章業務の実施1. 業務の概要-(8) 特に記載のない事項でも清掃に付帯する作業は、すべて受託者において行うとあるが、具体的にどういった作業を指すのか。	○突発的な漏水による清掃やトイレの汚れ状況による追加清掃などをお願いすることがあります。
9		(エ)第5章業務の実施2. 業務の時間-(2) ①定期清掃を行う日及び時間は、原則として病院の休日に行うとあるが、休日外でも対応可能か。 ②定期清掃を行う日及び時間は、原則として病院の休日に行うとあるが、病院の休日とは外来診察日（月曜から金曜日（年末年始、祝休日を除く）、年間241日）のことでよいか。	①診療業務に影響がなければ、休日外でも対応は可能です。 ②病院の休日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律による休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）です。
10		(オ)第5章業務の実施3. 作業の要員-(1) 受託責任者は、業務の統括と病院の打合せを担当とあるが作業員との兼務は可か。	○受託責任者と作業員の兼務は可能です。

No.	項目	質問内容	回答内容
11	1. 仕様書について ③ 04-4 仕様書 (清掃管理業務)	(カ)第5章業務の実施 3. 作業員の要員-(2) 人員配置数は、通常で20人程度とあるが、在籍人数のことでよいか。(もしくは通常稼働日の配置ポストのことか)。	○通常稼働日の人員配置数が、20人程度です。
12	について	(キ)第5章業務の実施 4. 清掃業務の報告及び確認-(2) 病院担当者より業務の実施状況について確認時は立会いとあるが、ラウンド等も含まれるか(含まれる場合、周期はどの程度か)。	○病院担当者による実施状況の確認は、定期清掃時や随時清掃時などに実施します。
13		(ク)第5章業務の実施 5. 資機材等-(3) 定期清掃のみを行う場合はできる限り作業完了後持ち帰るとあるが、日常清掃等でも使用する場合は保管可能か。	○日常清掃等で使用する場合は、指定場所に整理して保管できます。
14		(ケ)第5章業務の実施 5. 資機材等-(4) 清掃業務等に要する諸材料は、受託者負担、施設維持管理包括業務仕様書には衛生管理用消耗品(手袋類、マスク)とあるが、その他アイシールド、エプロン、消毒薬等、スタンダードプリコーション等で使用するPPEも全て受託者負担という認識でよいか。また、清潔区域内や感染症病室(空気感染)に入室する必要があった場合も、同様でよいか。(指定ガウンやN95も準備必要か)。	○万一、消毒区域内や感染症病室への立ち入りが必要となった場合のPPE(個人用防護具)は、委託者から支給します。
15		(コ)第5章業務の実施 6. 作業周期及び主な清掃場所-(3) ①「1D」は、1日ごとに行うとあるが、年間稼働日数は365日でよいか。もしくは、外来診察日(月曜から金曜日(年末年始、祝休日を除く)、年間241日※外来診察日も本日数でよいか)であるか。 ②「2/D」は、1日に2回行うとあるが、年間稼働日数は365日×2回でよいか。外来診察日(月曜から金曜日(年末年始、祝休日を除く)、年間241日×2回※外来診察日も本日数でよいか)であるか。	①「1D」は、原則として外来診察日です。 ②「2/D」は、原則として外来診察日ですが、外来の共用便所清掃やごみ運搬は休日も稼働日です。

No.	項目	質問内容	回答内容
16	1. 仕様書について ③ 04-4 仕様書 (清掃管理業務)	(サ)第5章業務の実施7.注意事項-(3) 使用する洗剤等は環境汚染の少ないものを優先とあるが、仕様書に記載された内容を除き、受託者基準でよいか。	○環境汚染に配慮された基準であれば問題ないもの考えます。
17	③ 04-4 仕様書 (清掃管理業務) について	(シ)第5章業務の実施8.作業仕様書 ①共用区域日常清掃の院内ごみ運搬に、梱包済のダンボール箱(バイオハザード)並びにプラスチック容器(バイオハザード)の収集・運搬作業も含まれるか(もしくは梱包→収集→設置→運搬作業)。含まれる場合、1日の排出量は何箱程度か。専用区域も同様か。 ②共用区域日常清掃の生ごみ庫の患者給食用厨房からの残飯等の袋詰め作業は1日どの程度か。 ③共用区域日常清掃のグリストラップの作業範囲(箇所・個数)や内容が不明。また、汚泥は産業廃棄物となるが、ごみ収集と槽内清掃はどういった内容か。 ④共用区域日常清掃の共用便所(外来・管理・病棟部門)、病室、病室便所は2/Dであるが、1回目は日常清掃(いわゆる本清掃)、2回目は巡回清掃の認識でよいか。 ⑤共用区域定期清掃のガラス清掃(エントランスホール・総合待合ホール・外来待合ホール・ホスピタルストリート・EVホール)の作業範囲(面積含)、作業環境(ロープ作業、高所作業車など)が不明。 ⑥共用区域定期清掃のブラインド清掃(講堂・会議室・講義室)の作業範囲(数量・種類他)が不明。 ⑦専用区域日常清掃の病室は記載通り、床面清掃と便所清掃のみでよいか(環境消毒無し、病室のごみ回収等は除外(便所内は回収)) ⑧専用区域日常清掃の病室には、退院清掃や転床対応は仕様未記載のため除外でよいか。 ⑨専用区域日常清掃の病室には、感染症病床も含まれるか。含まれる場合、情報は事前に取得可能か(また、ルールはあるか)。さらに空気感染病床(結核など)も含まれるか、含まれる場合、病院側でお願い出来ないか。 ⑩特別清掃の共用区域窓ガラス等の汚れ磨きの作業範囲(面積含)が不明。 ⑪特別清掃の廊下、階段、誘導灯吊り具等廻りのクモの巣払いの作業範囲(箇所・個数)が不明。	①中央手術室からのダンボール箱(バイオハザード)1日20個程度、プラスチック容器(バイオハザード)1日2個程度の収集運搬業務が含まれます。(本館1階底下での簡易作業) ②ほとんどの袋詰は病院で行いますが、1日10袋(1袋450)程度を搬送用ダンプに積み込む作業が含まれます。 ③グリストラップ(1箇所)内の食材ごみを除去し、上水道で清掃する作業です。(簡易作業) ④共用区域日常清掃の共用便所は2/Dまたは1Dですが、病室、病室便所は専用区域日常清掃で2D(2日に1回)です。 ⑤共用区域定期清掃のガラス清掃は、エントランスホールなどの内側ガラス面を、脚立などを使用しないで、清掃用具などで清掃するものです。(面積表などは入札の参加者に配布します。) ⑥共用区域定期清掃のブラインド清掃は、講義室の横型ブラインド(2箇所)を清掃してください。 ⑦専用区域日常清掃で、病室は床面清掃と便所清掃です。 ⑧別館の回復期リハビリ病棟と療養病棟のみ退院清掃が必要です。 ⑨感染症病床や空気感染病床の清掃は、原則として除外しています。 ⑩特別清掃の窓ガラス清掃は、共用区域定期清掃No.1の作業場所のガラス面を清掃用具などで清掃するものです。 ⑪クモの巣払いの作業範囲は、1階の各出入り口周辺です。

No.	項目	質問内容	回答内容
18	1. 仕様書について ③ 04-4 仕様書 (清掃管理業務) について	(ス)第5章業務の実施その他 ①見積りに必要な情報が不足している。 ・内部仕上げ表(部屋毎の床仕上材) ・部屋毎の清掃面積(平面) ・上記以外は(シ)参照 ②感染性廃棄物の処理は受託者対応となるのか(血液・体液、落下針の処理)。受託者対応の場合、本作業に使用する消毒等指定はあるか。指定消毒剤の場合、支給でよいか。もしくは本対応自体を、病院側での対応は可能か(特に落下針)。 ③清浄度レベルによる清掃エリア区分は受託者側の業務案内書並びに標準作業書の内容でよいか(もしくは病院に指定か)。 ④オフロケーション方式導入は可能か(洗濯・乾燥機設置箇所)。	①見積りに必要な情報は、入札の参加者に配布します。 ②感染性廃棄物の処理は、病院側で対応します。 ③原則として、受託者の業務案内書などで対応してください。なお、病院からも清掃管理業務に関して、指示または協議する場合があります。 ④オフロケーション方式導入のための洗濯機や乾燥機の設置箇所は確保できます。
19	2. 入札説明書について 02 長浜市病院事業 公告第6号について	①13. 再委託の禁止 「受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではない。」とあるが、医療法等関係法令の中で、委託業務のうち、日常的な清掃業務は再委託してはならないこととあるため、清掃管理業務は除外で法的に問題があります。	○日常清掃業務をすべて再委託することはできませんが、受託者が清掃業務の従業員に対して責任をもって業務を遂行できる体制があれば問題はありません。
20	2. 入札説明書について 03-1 入札説明書 について	①3. 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項-(5) 「清掃管理業務に従事する者の8割以上は、長浜市に住所を有する者であること。直接雇用か再委託かは問わない」とあるが、医療法等関係法令の中で、委託業務のうち、日常的な清掃業務は再委託してはならないこととあるため、再委託は法的に問題があります。 また、業務立上げにあたり(3ヶ月程度)本社、本店からの応援により8割に満たない場合も認められないのか。	○日常清掃業務をすべて再委託することはできませんが、受託者が清掃業務の従業員に対して責任をもって業務を遂行できる体制があれば問題はありません。 清掃業務に従事する者は、原則8割以上でお願いします。ただし、急な退職がありすぐに補充できないなどやむを得ない理由がある場合は、一時的に8割に満たないことも起こり得ると考えています。このような場合は、事前に事情を説明願います。

No.	項目	質問内容	回答内容
21	2. 入札説明書について 3 別添 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書類作成要項について	2 入札参加資格確認申請書類の様式、種類、提出部数等 (1)ウ(オ)医療関連サービスマーク認定書類とは、医療関連サービスマークのうち、「院内清掃業務」及び「医療用ガス供給設備の保守点検業務」でよろしいでしょうか。	○医療関連サービスマーク認定書類は、「院内清掃業務」の写しを提出してください。